

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇

処 分 庁 十和田市長 小山田 久

審査請求人が令和3年8月6日に提起した処分庁による令和3年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 令和3年5月6日、処分庁は、審査請求人が所有する3筆の土地（以下「本件土地1」、「本件土地2」、「本件土地3」といい、これらを併せて「本件各土地」という。）及び3件の家屋について、令和3年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書により審査請求人に通知した（本件処分について審査請求人に通知した令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、以下「令和3年度納税通知書」という。）。
- 2 令和3年8月6日、審査請求人は、処分庁が審査請求人に対して同年5月6日付けで行った本件処分のうち、本件各土地に係る部分の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 令和3年度納税通知書のうち令和3年度固定資産税・都市計画税課税明細書（以下「令和3年度課税明細書」という。）に記載されている前年度の課税標準額が、令和2年度固定資産税都市計画税納税通知書（以下「令和2年度納税通知書」という。）のうち令和2年度固定資産税・都市計画税課税明細書（以下「令和2年度課税明細書」という。）に記載されている課税標準額と違っている。
 - (2) 審査請求人は、上記(1)の件を処分庁に照会したが、明確な回答は得られなかった。
 - (3) 課税標準額の違いを指摘しているのに対して、令和3年度課税明細書には再発行できない旨の記載があることから、行政が発送する書類は信用できず、このような書類に対して納税することは出来ない。

(4) よって、令和3年度納税通知書により決定した令和3年度の固定資産税及び都市計画税の税額は不当であり、本件各土地に係る部分の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分を取消しを求める。

2 処分庁の主張

(1) 固定資産の評価は、地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項の規定により総務大臣が定めた固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）に基づいて行っている。また、地方税法及び固定資産評価基準の許容する範囲内において、評価事務を円滑かつ公平に行うことを目的として固定資産（土地）評価事務取扱要領（以下「評価要領」という。）を定め、これに基づいて評価を行っている。

(2) 固定資産税及び都市計画税の税額は、固定資産評価基準及び評価要領に基づいて算出した評価額を基に、地方税法、十和田市税条例（平成17年十和田市条例第56号）及び十和田市都市計画税条例（平成17年十和田市条例第61号）の規定に基づいて算出している。

(3) 令和3年度の宅地等の固定資産税及び都市計画税の税額を決定する際には、前年度の課税標準額を用いて宅地等調整固定資産税額（地方税法附則18条第1項及び十和田市税条例附則第12条第1項）及び宅地等調整都市計画税額（地方税法附則第25条第1項及び十和田市都市計画税条例附則第11項）を算出する必要がある。

(4) 評価替えの年度である令和3年度においては、課税標準額の算出の過程における端数処理の方法の見直しを行った。このため、上記(3)の特例の適用の有無を確認するため、令和2年度分の課税標準額についても令和3年度と同じ見直し後の端数処理の方法によって算出し、これを反映した。そのため、令和3年度納税通知書記載の令和2年度課税標準額と令和2年度納税通知書記載の令和2年度課税標準額が異なっている。

(5) 審査請求人に係る令和3年度固定資産税及び都市計画税についても、上記(4)の方法により令和3年度の課税標準額と令和2年度の課税標準額を比較し、上記(3)の特例の適用の有無を確認したが、本件各土地に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税については、当該特例の適用はなかった。

(6) 令和3年度課税明細書にある「再発行できない」旨の記載は、同様のものを再発行することができないことを知らせるにとどまるものであり、課税明細書に誤りが認められた場合に正しく修正した課税明細書を交付することまでをも妨げる趣旨のものではない。

理 由

1 審査請求人の主張(1)について

令和3年度の本来の固定資産税及び都市計画税の課税標準額については、算出方法等に誤り等は認められない。また、令和3年度課税明細書及び令和2年度課税明細書に記載された本件各土地の課税標準額は以下の通りである。

① 令和3年度課税明細書記載の令和3年度の課税標準額

本件土地1 固定資産税 ○○○○○○円

都市計画税 〇〇〇〇〇〇円
本件土地 2 固定資産税 〇〇〇〇〇〇円
都市計画税 〇〇〇〇〇〇円
本件土地 3 固定資産税 〇〇〇〇〇〇円
都市計画税 〇〇〇〇〇〇円

② 令和 3 年度課税明細書記載の令和 2 年度の課税標準額

本件土地 1 固定資産税 〇〇〇〇〇〇円
都市計画税 〇〇〇〇〇〇円
本件土地 2 固定資産税 〇〇〇〇〇〇円
都市計画税 〇〇〇〇〇〇円
本件土地 3 固定資産税 〇〇〇〇〇〇円
都市計画税 〇〇〇〇〇〇円

③ 令和 2 年度課税明細書記載の令和 2 年度の課税標準額

本件土地 1 固定資産税 〇〇〇〇〇〇円
都市計画税 〇〇〇〇〇〇円
本件土地 2 固定資産税 〇〇〇〇〇〇円
都市計画税 〇〇〇〇〇〇円
本件土地 3 固定資産税 〇〇〇〇〇〇円
都市計画税 〇〇〇〇〇〇円

上記のとおり、令和 3 年度課税明細書記載の令和 3 年度の課税標準額（上記①）は、令和 3 年度課税明細書記載の令和 2 年度の課税標準額（上記②）及び令和 2 年度課税明細書記載の令和 2 年度の課税標準額（上記③）のいずれと比較しても低い額であり、令和 2 年度の課税標準額は令和 3 年度の課税標準額に対して影響を及ぼしていない。

よって令和 3 年度課税明細書に記載されている令和 2 年度の課税標準額と令和 2 年度課税明細書に記載されている令和 2 年度の課税標準額との相違を理由とする審査請求人の主張は採用することができず、本件処分には違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

2 審査請求人の主張(2)について

地方税法、十和田市税条例及び十和田市都市計画税条例においては、固定資産税や都市計画税を含む地方税の賦課徴収に関して、納税義務者は処分庁や地方団体に対して照会することができ、当該照会に対して処分庁や地方団体は応答しなければならないといった権利義務を生じさせるような規定は見当たらない。もちろんそれにより一切の説明責任が免れるということではないが、本件処分のような行政処分が、法律や条例に基づかな

い任意の行為が原因となって取消しとなることは考えられない。

したがって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

なお、処分庁が審理員に対して提出した弁明書では、審査請求人の主張(2)に対する主張がなされていなかったため、十和田市行政不服審査会から処分庁に対して照会したところ、令和3年5月31日に審査請求人が来庁し、令和3年度課税明細書に記載されている前年度の課税標準額が、令和2年度課税明細書に記載されている課税標準額と違っているとの問い合わせがあったため、同年6月7日に説明資料を送付し、その後も審査請求人からの問い合わせに対して、同年6月15日及び25日に説明資料を審査請求人の自宅に届けた旨の回答があった。このことから、処分庁は、審査請求人からの照会に対して、課税標準額が異なっている理由等について、適宜説明を行っていることが認められる。

3 審査請求人の主張(3)について

地方税法第1条第1項第6号は、納税通知書には、納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載すべき旨を定めている。

また、地方税法第13条第1項は、地方団体の長は、納税者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、当該納税者に対し、文書により納付の告知をしなければならず、当該文書には、同法に特別の定めがある場合のほか、その納付すべき金額、納付の期限及び納付の場所その他必要な事項を記載するものとする旨を定めている。

令和3年度納税通知書には、審査請求人に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税について、地方税法第1条第1項第6号及び第13条第1項所定の記載事項が全て記載されている。そして、審査請求人は、令和3年度納税通知書を令和3年5月7日に受領しているのであるから、審査請求人に対する本件処分に係る納付の告知も適正になされている。

したがって、令和3年度納税通知書により本件処分は適正に行われており、その信用性が否定されるような事情も見受けられず、違法又は不当な点は認められない。

よって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

4 結論

上記1～3のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規

定により主文のとおり裁決する。

令和5年3月22日

審査庁 十和田市長 小山田 久

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として（訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として（訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。